

地方公共団体金融機構 平成 2 6 年度業務概要

1 平成 2 6 年度の貸付予定等 1

2 地方支援業務 2

3 平成 2 6 年度の債券発行予定等 4

地方の、地方による、地方のための



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

\\hhd. ##kkk" ^Za" [c" ^d#

平成26年度の貸付予定等について

■ 平成26年度地方債計画における機構資金

平成26年度地方債計画における機構資金は、2兆500億円

(単位：億円)

| 区 分 | 平成26年度 (A) | 平成25年度 (B) | 増減額 (C)=(A)-(B) | 増減率 (C)／(B) |
|---------------|---------------|---------------|--------------------|----------------|
| 機構資金 | 20,500 | 21,720 | ▲1,220 | ▲5.6% |
| 〔内訳〕 | | | | |
| 一般会計債 | 5,587 | 5,030 | 557 | 11.1% |
| 公営企業債 | 7,207 | 7,539 | ▲332 | ▲4.4% |
| 被災施設借換債 | 15 | 50 | ▲35 | ▲70.0% |
| 特定被災地方公共団体借換債 | — | 1,830 | ▲1,830 | 皆減 |
| 臨時財政対策債 | 7,691 | 7,271 | 420 | 5.8% |

※ 平成25年度及び26年度の地方債計画は通常収支対応分及び東日本大震災に関連する事業分の計である。

■ 平成26年度の貸付計画額について

(単位：億円)

| | 平成26年度 (A) | 平成25年度 (B) | 増減額 (C)=(A)-(B) | 増減率 (C)／(B) |
|-------|---------------|---------------|--------------------|----------------|
| 貸付計画額 | 18,000 | 19,800 | ▲1,800 | ▲9.1% |

(参考) 貸付利率実績

| 償還年限30年 (5年据置) 固定金利の場合 | 平成25年 | | | | | ＜参考＞ 利率見直し 方式の場合 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|------------------------|
| | 4/22～ | 5/22～ | 8/28～ | 9/19～ | 12/25～ | |
| 機構資金 利率改定日 | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | 12/25～ |
| 機構資金利率 (機構特利・ 特利・臨時特利) | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | 0.70% |
| 財政融資資金利率 | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | 0.70% |

※ 機構資金の貸付利率は、機構への改組以来、財政融資資金と同等

平成26年度 地方支援業務について

地方公共団体金融機構が、市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、「自治体が民間金融機関等からの資金調達等を効率的かつ効果的に行う」ために必要な支援を、自治体のニーズに合わせて実施します。平成26年度は、資金調達入門研修を本格的に実施するとともに、地方公共団体ファイナンス表彰制度を創設します。

資金調達入門研修（拡充）

初めて資金調達に携わる職員を対象として、25年度に初めて開催した入門的な金融知識の習得に向けた研修会を、地域ブロックごとに開催します。

（4月～5月開催）

- ①北海道（札幌市） ②東北（盛岡市） ③関東（さいたま市）
- ④中部北陸（名古屋市） ⑤近畿（奈良市） ⑥中国四国（岡山市）
- ⑦九州（熊本市）

※ 詳細は近日中に案内通知を送付いたします。

地方公共団体ファイナンス表彰（新規）

資金調達・運用に関して、工夫をして取り組んでいる自治体を表彰することにより、自治体の資金担当職員等の意識向上を図るとともに、その取組事例を全国の自治体に対し広く周知を図り、自治体全体の「より良い資金調達・運用」につなげます。

自薦他薦は問いません。奮ってご応募ください！

（3月上旬募集開始、4月下旬締め切り）

1 人材育成

講師、アドバイザーに係る出張経費等は、機構で負担します。

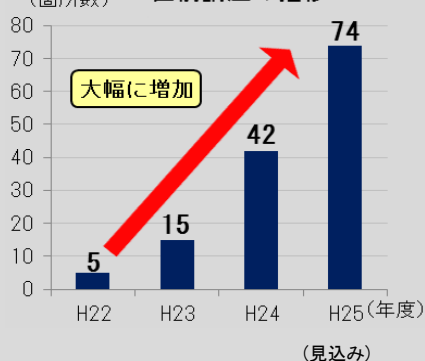
出前講座

要望に応じ、講師が自治体にお伺いして、金利や借入交渉などに関する講義を行います。（参加人数の大小は問いません。開催時期、内容、時間については、自治体の要望に応じて調整いたします。）

【主な講義テーマ】

- ・ 地方債の金利総論（資金調達の基礎）
- ・ 金利水準の分析方法
- ・ 地方債の借入交渉
- ・ 資金運用総論
- ・ 債券運用の基礎
- ・ 金融機関の財務状況の見方

（箇所数） 出前講座の推移



宿泊型研修

自治体の職員が最適な資金調達・運用を実現するうえで必要不可欠な金融知識を習得するための研修を実施します。

- ① 『自治体ファイナンス基礎講座 ～よりよい資金調達・運用を目指して～』
〔場所〕 全国市町村国際文化研修所（滋賀県：J I A M）
〔日程〕 平成 26 年 7 月 22 日（火）～25 日（金）〈3泊4日〉
- ② 『資金調達戦略の基本』
〔場所〕 市町村職員中央研修所（千葉県：J A M P）
〔日程〕 平成 26 年 9 月 17 日（水）～19 日（金）〈2泊3日〉

2 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

金融の専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、自治体の資金調達等における課題や疑問の解決に向け、電話・メール・団体への訪問により、専門的なアドバイスを提供します。

【相談例】

- ・ 3セク債の発行に係る入札方式のアドバイス
- ・ 金利見直し方式の借入における金融機関との交渉 など

地方公営企業会計制度の見直し支援

平成 26 年度予算・決算から新地方公営企業会計基準が適用されることを踏まえ、移行初年度の期中経理処理等や平成 26 年度決算を調製する局面において生じる疑問等を解消するため、都道府県等が開催する『実務相談会』に公認会計士等の専門家を派遣します。 ※ 相談窓口（ヘルプデスク）は 25 年度をもって終了します。

3 調査研究

研究者等との連携強化を図りつつ、多くの自治体の資金調達業務の向上に資するテーマについて、積極的に調査研究を実施します。

また、研究や議論の成果を自治体に還元するため、東京大学と共同で複数地域で、地方金融に関するフォーラムを開催します。

4 情報発信

経済・金融データ、金融知識、研修テキストなど金融機関との円滑なコミュニケーションをとる際に活用できる情報を提供します。

(<http://www.jfm.go.jp/support/useful.html>)

<問い合わせ先>

地方支援部 TEL : 03-3539-2676 E-Mail : chihoushien@jfm.go.jp

平成26年度の債券発行予定等について

■平成26年度の債券発行予定額について

平成26年度の債券発行予定額は、以下のとおりです。

(単位：億円)

| 債券の種類 | 平成26年度 | 平成25年度 |
|-------------------|---------------------|----------------------|
| 地方金融機構債（非政府保証公募債） | 11,000 | 12,000 ^{※1} |
| 地方公務員共済組合連合会による引受 | 3,000 | 3,000 |
| 政府保証債 | 6,300 ^{※2} | 12,800 |

※1 平成25年度の年間発行予定額は、平成25年12月に13,000億円以内に見直しています。

※2 政府保証債については、国の平成26年度政府予算の成立が前提となります。

■地方金融機構債（非政府保証公募債）について

地方金融機構においては、安定的な資金調達を行っていく観点から、市場環境や市場のニーズに応じて、様々な形態の債券を発行しています。

- ・定例債・・・5年債、10年債、20年債（10年債は毎月、20年債は四半期に2回程度、5年債は年2～3回程度発行）。
- ・スポット債・・・定例債と異なる年限で主幹事方式により発行。（例：7年債、15年債等）
- ・FLIP・・・投資家ニーズに応じて年限（3年～30年）や発行額（30億円以上）を設定して発行する地方金融機構独自の債券。
- ・国外債・・・ベンチマークサイズ（1,000億円規模）の大型債券や国内の個人投資家向けの売出外債などを発行。

■地方金融機構債による資金運用について

- リスクウェイト0%の地方公共団体のみへの貸付債権を裏付けとする地方金融機構の発行する債券は、極めて信用力が高く、減債基金等の積立金の運用に当たって、安全で有利な運用手段です。

※ 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。

- 5年債、10年債、20年債のほか、市場のニーズに応じて機動的に発行するスポット債や、運用期間のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP）もあり、地方公共団体における多様な運用ニーズに対応しています。

最近の事例

A市、B県など：減債基金の運用のため、機構債を購入。

C市：ラダー型ポートフォリオの運用の中で、FLIPのメニューを活用。

D市：機構債はリスクウェイト10%だが、貸付対象が地方公共団体に限定されていることから、信用リスクは地方債に準じるものとして取り扱うよう内規を改正。

E県：基金の運用方針を改正し、機構債を運用対象債券として明記。



「地方公共団体ファイナンス表彰制度」を創設します！！

多くの地方公共団体が資金調達・資金運用に苦慮する中、他の団体の模範・参考となる取組を、「地方公共団体ファイナンス賞」として表彰します。

表彰対象

すべての地方公共団体の資金調達・資金運用の取組です

より良い資金調達・資金運用の実現のため、従前の業務手法の改善を図ることなどにより、結果として改善による効果をもたらしている取組を対象とします。
表彰数は、毎年度、5団体程度です。

選考基準

独自性、継続性、先進性などを総合的に勘案して選考します

- 独自性（創意工夫、団体の独自性を活かした取組等）
- 継続性（将来に向けた効果や実績の定着、実績は少なくとも今後の継続性・発展性が期待できる取組等）
- 先進性（他の団体の模範・参考となる先進的な取組等）

応募方法

自薦・他薦は問いません

指定様式に必要な事項（取組の内容、効果など）を記載のうえ、JFMに応募してください。
(募集要領・指定様式については、JFMのホームページに掲載します。)

スケジュール

平成26年7月1日(火)に表彰します

平成26年3月上旬 募集開始
平成26年4月下旬 募集締切
平成26年5月下旬 選考委員会開催
平成26年7月1日 表彰式・事例報告会・意見交換会
(会場：ホテルフロラシオン青山)

※表彰事例につきましては、JFMのHP等各種媒体で広く公表します。

詳しくは当機構HPをご覧ください。

<http://www.jfm.go.jp>

